

# 中津川市安全安心まちづくり条例

## (目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪の発生を未然に防止するための基本となる事項を定め、もって犯罪の防止に努めることにより、安全で安心な地域社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第2条 市、市民及び事業者は、助け合いの精神に根ざした良好な地域社会及び家庭の重要性を深く認識し、国、県、警察署、学校その他の団体（以下「関係機関等」という。）と密接な連携を図り、安全で安心なまちづくりに取り組まなければならない。

2 安全で安心なまちづくりの取組は、自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域で守るという意識の下に、市民及び事業者が自主的に活動することを基本とする。

## (市の責務)

第3条 市は、安全で安心なまちづくりを実現するための施策を実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者の自主的な活動に対し、支援を行うものとする。

## (市民の役割)

第4条 市民は、常に防犯意識を持つことにより、日常生活における自らの安全確保に努めるものとする。

2 市民は、市が行う安全で安心なまちづくりを実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

## (事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、地域における犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が行う安全で安心なまちづくりを実現するための施策に協力するよう努めるものとする。

## (地域の取組)

第6条 市民及び事業者は、地域活動に自主的に取り組むことにより、良好な地域社会を形成し、地域で一体となって犯罪の防止に努めるものとする。

## (中津川市安全安心まちづくり推進市民会議)

第7条 安全で安心なまちづくりを推進するため、中津川市安全安心まちづくり推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

- 2 市民会議は、安全で安心なまちづくりに関する施策を協議し、推進するものとする。
- 3 市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(安全で安心なまちづくり基本計画)

第8条 市長は、安全で安心なまちづくりを実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するため、犯罪動向に基づき、非行防止対策、不審者対策等の犯罪を防止するための基本的な計画(以下「安全安心基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、安全安心基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、安全安心基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

(青少年の健全育成)

第9条 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい健康な家庭を築くことによって青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

- 2 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者は、その職務又は活動を通じて相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければならない。
- 3 地域社会において、市民は、互いに協力し、文化活動、スポーツ活動その他地域社会における活動を通じて、積極的に青少年を健全に育成するよう努めなければならない。
- 4 市は、関係機関等と協力して、青少年を取り巻く良好な環境の整備を図り、青少年を健全に育成するよう努めなければならない。

(情報の共有)

第10条 市は、関係機関等と連携し、犯罪の防止に関する情報を積極的に収集し、市民及び事業者と共有するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。